

別記様式（第4条関係）

大田原市飼い犬及び飼い猫の避妊手術費補助金交付申請書兼請求書

平成 年 月 日

大田原市長 津久井 富雄 様

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電 話

⑩

次のとおり飼い犬又は飼い猫の避妊手術費補助金を交付されますよう、大田原市飼い犬及び飼い猫の避妊手術費補助金交付要綱第4条の規定により申請を兼ねて請求します。

なお、申請に伴い世帯員全員の納税に関する証明について、交付申請、受領及び閲覧に関する権限を委任します。

所有者住所 及び氏名	※所有者が未成年の場合のみ記入							
種 別	犬・猫	名 前		年 齢	歳	ヶ月		
犬の場合	登録番号 第 号			予防注射済票番号 年度 第 号				
補助金交付 申 請 額	円							
振 込 先 口 座	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合						
	支 店 名	本店		支店・出張所				
	口座番号	普通・当座						
	フリガナ 口座名義人							
実施証明欄 *動物病院で 記入してください。	手術年月日	平成 年 月 日	手術費総額	円				
	上記のとおり手術を実施したことを証明します。 獣医師住所 獣医師氏名							

⑩

大田原市飼い犬及び飼い猫の避妊手術費補助金交付要綱により、次のとおり補助金を交付します。

○対象 次のすべての項目に該当する場合。

- (1) 所有者が、大田原市内に住所を有すること。
- (2) 販売を目的としないで飼養している牝犬又は牝猫であること。
※ただし牝猫については、1世帯当たり当該年度2頭まで。
- (3) 牝犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射を受けていること。
- (4) 所有者の世帯において市税の滞納がないこと。
- (5) 栃木県内に開業する獣医師の避妊手術を受けること。

○補助金額

牝犬は1頭につき5千円、牝猫は1頭につき4千円

○申請方法

申請書兼請求書に記載事項を記入し手術日から30日以内に窓口へ提出してください。

申請に関する注意事項

- 1) 申請者は所有者(犬の場合は登録している所有者)を記載してください。ただし、所有者が未成年の場合は法定代理人(親権者や未成年後見人など)が申請者となります。
※所有者が成人の場合は表内の「所有者住所及び氏名」は未記入で結構です。
- 2) 振込先口座は申請者名義の口座を記入してください。
- 3) 手術実施証明欄は必ず手術を実施した動物病院で記入してもらってください。
※文書料等が発生することがありますので事前に動物病院にご確認ください。
- 4) 申請書受理から補助金交付までは約1ヶ月～2ヶ月かかります。
- 5) 予算の範囲内の交付となりますので、予算額を超えた場合は交付できません。
※予算の執行状況は市役所生活環境課にご確認ください。
- 6) その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。

問合せ・受付窓口

大田原市役所市民生活部生活環境課生活交通係

電話 23-8832